

事 務 連 絡
平成27年11月27日

一般社団法人 日本病院会 殿

厚生労働省医政局
看護課看護サービス推進室
医事課医師臨床研修推進室
歯 科 保 健 課

臨床研修指導医講習会及び臨床研修指導歯科医講習会における
看護師の特定行為研修の指導者の参加への配慮について

今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的として、特定行為に係る看護師の研修制度が、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部改正により、平成27年10月1日から施行されたところです。

本制度においては、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）により、特定行為研修の指導者は、特定行為研修を受けている看護師に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこととし、具体的には、各区分別科目の研修を担当する医師又は歯科医師である指導者は、臨床研修指導医又は臨床研修指導歯科医と同等以上の経験を有することとしています。

これに伴い、特定行為研修の指導者となることを希望する者からの臨床研修指導医講習会及び臨床研修指導歯科医講習会への参加の希望が増えるものと想定されるため、今後、当該講習会の企画及び開催に当たっては、当該希望者の参加についてご配慮いただけるようお願いいたします。